

介護保険施設サービスを利用したときの 食費・居住費の軽減措置について (負担限度額認定)

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所したり、短期入所（ショートステイ）サービスを利用したときは、サービス費用の1割、2割または3割に加え、「食費」・「居住費（滞在費）」が利用者負担となります。

「食費」・「居住費（滞在費）」の額は、施設と利用者との契約で決まりますが、年金収入等の少ない方については、保険者である市へ申請することにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、助成（補足給付）を受けられる場合があります。

国が定めた「食費」・「居住費（滞在費）」の標準的な額である「基準費用額（裏面別表2参照）」と、年金収入等の少ない方の施設利用が困難とならないよう、収入や預貯金等に応じて利用者負担を軽減した「利用者負担額（別表1参照）」との差額については、市が特定入所者介護（予防）サービス費として施設へ支払います。

1 対象となる方及び利用者負担額

次の要件のいずれにも該当する方です。

（1）本人及び世帯全員が住民税非課税であること

（2）本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税であること

※世帯分離していたとしても、配偶者（事実婚を含む）が住民税課税の場合、軽減対象となりません。

（3）預貯金等合計額が各段階の基準額以下であること（別表1参照）

対象者と利用者負担額（1日あたり）

（別表1）

利用者 負担段階	要 件		居住費等					食費	
	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室 （特養等）	従来型個室 （老健・療養等）	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護を受給している方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
	本人及び世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金を受給している方								
第2段階	本人の年金収入等※1が 年額80.9万円※2以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	本人の年金収入等※1が 年額80.9万円※2超 120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人の年金収入等※1が 年額120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円
第4段階	住民税課税世帯の方		この制度は適用されません						

（令和7年8月1日から基準が改正されました。）

※1 年金収入等：【合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額】

・合計所得金額：「税法上の合計所得金額」から「土地等の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額」及び「年金収入に係る所得」を控除した額です。

・非課税年金：日本年金機構又は共済組合等から支払われる遺族年金・障害年金が該当します。

※2 利用者負担段階の要件については、年額80万円から80.9万円に基準が改正されました。

基準費用額（1日あたり）

国が定めた、「食費」・「居住費（滞在費）」の標準的な額（別表2）

食 費	居 住 費（滞在費）	
1,445円	ユ ニ ッ ト 型 個 室	2,066円
	ユニット型個室的多床室	1,728円
	従 来 型 個 室（特 養 等）	1,231円
	従来型個室（老健・医療院等）	1,728円
	多 床 室（特 養 等）	915円
	多床室（老健・医療院等） ※ 室 料 を 徴 収 す る 場 合	697円
	多床室（老健・医療院等） ※ 室 料 を 徴 収 し な い 場 合	437円

（令和7年8月1日から基準が改正されました。）



2 対象となるサービス

【入所】

- 介護老人福祉施設サービス
（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設サービス
（老人保健施設）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者
生活介護
- 介護医療院サービス
（介護医療院）

【短期入所（ショートステイ）】

- 短期入所生活介護
（介護予防含む）
- 短期入所療養介護
（介護予防含む）

※通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活（介護付き有料老人ホーム）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は対象外です。

3 制度の適用を受けるには

この制度の適用を受けるには、**茅ヶ崎市への申請が必要です。**

- 市は申請書を受理した後、審査をおこない、利用者負担第1段階～第3段階（①、②）の方に「介護保険負担限度額認定証」を交付します。サービスを受ける際は必ず認定証をご提示ください。
- 認定証は、**申請日の属する月の初日から有効です。（毎年更新が必要）**

茅ヶ崎市 介護保険課 給付担当

電話 0467-81-7164 （直通）